



2024年10月21日

各 位

会 社 名 常 磐 興 産 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 関 根 一 志
コ ー ド 番 号 9 6 7 5 (東 証 ス タ ン ダ ー ド)
問 合 せ 先 上 席 執 行 役 員 管 理 部 担 当 藁 谷 哲 也
T E L 0 2 4 6 - 4 3 - 0 5 6 9

(変更)「Ontario合同会社による当社株式に対する 公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の一部変更について

当社が2024年9月9日付で公表いたしました「Ontario合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」について、一部変更すべき事項(当該変更を以下「本変更」といいます。)が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

本変更は、2024年9月10日付でOntario合同会社(以下「公開買付者」といいます。)が提出した公開買付届出書(2024年9月30日付で公開買付者が提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、公開買付者が、金融商品取引法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2024年10月21日付で提出したことに伴い、生じたものとなります。

なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。

記

3. 本件両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由

⑤ 第二回公開買付けに関する事項

(i) 第二回公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

第二回公開買付けにおける買付け等の期間(以下「第二回公開買付期間」といいます。)は、2024年11月1日から2024年12月2日までの21営業日に設定する予定とのことです。ただし、公開買付者は、第一回公開買付けの買付け等の期間(以下「第一回公開買付期間」又は単に「公開買付期間」といいます。)のやむを得ない延長が生じた場合には、第二回公開買付けの開始を、第一回公開買付期間が延長された日数分、延期し、第二回公開買付期間の開始日及び末日を、第一回公開買付期間が延長された日数分、後ろ倒しする変更を行う可能性があるとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

第二回公開買付けにおける買付け等の期間（以下「第二回公開買付け期間」といいます。）は、2024年11月13日から2024年12月10日までの20営業日に設定する予定とのことです。ただし、公開買付者は、第一回公開買付けの買付け等の期間（以下「第一回公開買付け期間」又は単に「公開買付け期間」といいます。）のやむを得ない延長が生じた場合には、第二回公開買付けの開始を、第一回公開買付け期間が延長された日数分、延期し、第二回公開買付け期間の開始日及び末日を、第一回公開買付け期間が延長された日数分、後ろ倒しする変更を行う可能性があるとのことです。

(後略)

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ 本件両公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、第一回公開買付け期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や第一回公開買付け価格の妥当性について熟慮し、第一回公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保しているとのことです。なお、第二回公開買付け期間については、21営業日に設定する予定とのことです。第二回公開買付け期間は第一回公開買付け期間と比して短期ですが、これは、第二回公開買付けには第二回公開買付け応募予定株主のみが応募することが想定され、当社の少数株主の皆様による応募は想定されないためであり、当社の少数株主の皆様から本件両公開買付けに対する応募について適切な判断期間を奪ったり、当社株式について公開買付け以外の者による対抗的な買付け等を行う機会を奪ったりするものでもないとのことです。公開買付者は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表し、かつ、第一回公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、当社の少数株主の皆様が第一回公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付け以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本件両公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。また、公開買付者と当社は、第一回公開買付けの開始後に当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、第一回公開買付けの開始後に対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、第一回公開買付け期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会等が確保されていることにより、本件両公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、第一回公開買付け期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や第一回公開買付け価格の妥当性について熟慮し、第一回公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保しているとのことです。(なお、公開買付者が訂正届出書を2024年10月21日付で提出したことに伴い、法令に基づき、第一回公開買付け期間を当該訂正届出書の提出日である2024年10月21日より起算して10営業日を経過した日にあたる2024年11月5日まで延長することにより、第一回公開買付け期間は、37営業日に延長されています。)。なお、第二回公開買付け期間については、20営業日に設定する予定とのことです。第二回公開買

付期間は第一回公開買付期間と比して短期ですが、これは、第二回公開買付けには第二回公開買付応募予定株主のみが応募することが想定され、当社の少数株主の皆様による応募は想定されないためであり、当社の少数株主の皆様から本件両公開買付けに対する応募について適切な判断期間を奪ったり、当社株式について公開買付者以外の者による対抗的な買付け等を行う機会を奪ったりするものでもないとのことです。公開買付者は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表し、かつ、第一回公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の少数株主の皆様が第一回公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本件両公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。また、公開買付者と当社は、第一回公開買付けの開始後に当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、第一回公開買付けの開始後に対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、第一回公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会等が確保されていることにより、本件両公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

以上